

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

## 消火器の破裂事故に係る注意喚起等及び調査について

先般、兵庫県姫路市において、火災の際に使用した点検未実施の消火器（1989 年製造）が破裂し、初期消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しました。また、昨年、愛知県名古屋市においても、初期消火を行っていた従業員が負傷する同様の事故が発生しているところです（別添参照）。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検の基準（以下「点検基準」という。）においては、消火器のうち、製造年から 10 年を経過したもの又は本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能に関する点検を実施することとされています。点検を実施していない場合は、火災時にその機能を有効に発揮できないおそれがあることはもとより、特に、加圧式の消火器で製造年から 10 年を経過したものについては、破裂等の重大な事故につながるおそれが高くなることから、消防機関として、厳格な是正指導が求められます。

つきましては、類似の事故を防止するため、下記 1 により、注意喚起及び必要な指導（以下「注意喚起等」という。）を行うようお願いします。

また、消火器使用時の事故等を防止するため、「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成 22 年総務省令第 111 号。以下「111 号省令」という。）により、適応火災及び使用方法等に係る表示が変更されたことから、111 号省令に適合しない消火器（平成 23 年 1 月 1 日より前に製造された消火器等）については、令和 3 年 12 月 31 日までの間に、改正後の消火器の技術上の規格に適合した消火器に交換する必要があります。このため、各消防本部においては、111 号省令の改正趣旨を踏まえ、必要な指導が実施されているところです。

つきましては、引き続き、令和 3 年 12 月 31 日までの間の消火器の交換について、対象となる防火対象物への指導を実施するとともに、当該防火対象物の状況について、下記 2 の調査に回答いただくようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨、周知するようお願いします。

## 記

### 1 注意喚起等について

#### (1) 対象とする防火対象物

消火器を設置している防火対象物のうち、次のいずれかに該当するもの。

ア 20 年以上点検未報告

イ 10 年以上点検未報告（アに該当するものを除く。）

ウ ア及びイ以外で消防本部が必要と認めるもの（点検報告等により、著しい腐食等が認められるなど、不良の消火器の設置が確認されているもの等）

(2) 注意喚起等の内容

次の事項について注意喚起を行うとともに、消火器の維持管理に係る必要な指導を行われないこと。

ア 法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防用設備等の点検及び報告が義務づけられているとともに、当該規定に違反する者は、法第 44 条第 11 号の規定等による罰則の対象となること。

イ 点検基準において、消火器のうち、製造年から 10 年を経過したもの又は本体容器に腐食等が認められたものについては、耐圧性能に関する点検を実施することとされていること。特に加圧式の消火器については、破裂事故が発生するおそれが高くなるため、適切な点検又は交換等が必要となること。

ウ 消火器は、通行又は避難に支障が無く、かつ、消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して、容易に持ち出すことができる位置に設置する必要があること。特に、本体容器又はその他の部品の腐食が著しく促進されるような場所（化学工場、メッキ工場、温泉地等）、著しく湿気が多い箇所（厨房等）、たえず潮風又は雨雪にさらされている箇所等に設置されているものは、適切な防護措置を講じることが求められること。

エ 著しい腐食等が認められるものは、破裂事故のおそれが高いことから、直ちに当該消火器の使用を中止し、人が触れることの無いよう必要な措置を講ずるとともに、速やかに交換等を行うこと。なお、廃棄に際しては、「廃消火器リサイクルシステム回収窓口について（情報提供）」（平成 22 年 3 月 19 日付け事務連絡）を参考として、リサイクルに係る適切な措置を講ずること。

また、次のいずれかに該当するものについても、速やかに適切な点検又は交換等を行うこと。

(ア) 製造から 10 年を経過した加圧式のもので、かつ、10 年以上点検を実施していないもの

(イ) 平成 23 年 1 月 1 日以降に製造された消火器については、「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限」として、当該消火器に表示された期間又は期限を経過しているもの

オ 法第 8 条の規定により、防火管理者を定めるべき防火対象物の管理について権原を有する者は、消防計画に基づく消防用設備等の点検等、防火管理者に必要な業務を行わせること。

(3) 注意喚起等に当たっての留意事項

ア (1)ア及びウの防火対象物を優先し、計画的に注意喚起等を実施されたいこと。

イ 防火対象物が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に存する場合は、必要に応じ、電話やオンライン等の活用も考慮されたいこと。

ウ 消火器使用時の事故等を防止するため、111号省令により、適応火災及び取扱い上の注意事項等に係る表示が変更され、住宅用以外の消火器については、表示すべき事項に次に掲げる事項が追加されたこと。このため、111号省令に適合しない消火器（平成23年1月1日より前に製造された消火器等で、111号省令による改正前の技術上の規格に適合していないものをいう。以下同じ。）については、令和3年12月31日までの間に、改正後の消火器の技術上の規格に適合した消火器に交換する必要があること。なお、当該期間内に交換しない場合は、令和4年1月1日以降、消防法施行令第30条違反となること。

- (ア) 住宅用消火器でない旨
- (イ) 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- (ウ) 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
- (エ) 使用時の安全な取扱いに関する事項
- (オ) 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- (カ) 点検に関する事項
- (キ) 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- (ク) 消火器が適応する火災の絵表示

エ 消防法令による義務によらず任意設置された消火器についても、適正な維持管理を行われたいこと。

## 2 交換が必要な消火器が設置されている防火対象物に係る調査

### (1) 対象とする防火対象物（法第10条に規定する危険物施設を除く。）

ア 消火器の設置及び維持が義務付けられている防火対象物のうち、設置及び維持されている消火器が、111号省令に適合しない消火器であるもので、具体的には、次のいずれかに該当することが確認されているもの。

- (ア) 平成23年1月1日以前に製造されたものであること。
- (イ) 平成23年1月1日以降12月末までに製造されたもので、上記1(3)ウの事項が表示されていないものであること。

イ ア以外の防火対象物で、消火器の設置及び維持が義務付けられているもののうち、立入検査等において、設置されている消火器に著しい腐食等が認められたこと等の理由により、交換を指導中であるもの。

### (2) 基準年月日

令和3年12月31日

### (3) 回答要領等

ア 消防本部（東京消防庁及び各指定都市消防本部を含む。）

別紙1に必要事項を入力し、都道府県消防防災主管部まで回答すること。

イ 都道府県

貴都道府県内における各消防本部からの別紙1による回答を別紙2にとりまとめ、消防庁予防課担当宛てに回答すること。

ウ 提出期限

令和4年1月31日（月）

※ 立入検査、訓練指導、火災予防運動など、あらゆる機会を捉え、交換が必要な消火器の確認に努めるとともに、(2)の時点（基準年月日）で確認済みのものを回答ください。

### 3 その他

- (1) 上記2の調査については、都道府県別に結果をとりまとめの上、適宜、フィードバック（消防庁ホームページに掲載）する予定であること。また、今後は定期的にフォローアップ調査を予定していること。
- (2) 注意喚起等の際し、必要に応じ、別添の（一社）日本消火器工業会のリーフレット（URL：[https://www.jfema.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/06/katashiki\\_shikkou\\_201906.pdf](https://www.jfema.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/06/katashiki_shikkou_201906.pdf)）等を活用されたいこと。

消防庁予防課  
（設備・規格係）  
担当：羽田野、笠水上、佐藤  
（企画調整係）  
担当：木村、能仁  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533  
Email:y.nounin@soumu.go.jp

## 火災の際に使用した点検未実施消火器の破裂事故の発生状況

事故発生 年 月		場所	人的被害		機種型式	製造年	製造年 経過年数	事故概要
令和 2	3	愛知県 名古屋市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式	2000	20	<p>飲食店厨房内において、集積した油かすから炎が立ち上ったことから、テナント関係者が厨房内に設置していた消火器を用いて初期消火を試みたところ、消火器が破裂し、容器が顔面に当たり負傷したものの。</p> <p>なお、破裂した消火器の底部は腐食しており、点検も未実施であった。</p>
3	5	兵庫県 姫路市	負傷者	1名	ABC 粉末 加圧式	1989	32	<p>事業所内のブレーカーから出火していたことから、従業員が消火器を用いて初期消火を試みたところ、消火器が破裂し、容器が胸部に当たり負傷したものの。</p> <p>なお、破裂した消火器の底部は腐食しており、点検も未実施であった。</p>